

身体障害者福祉法に基づく指定医師申請書

身体障害者福祉法第15条第1項に規定する指定医師について、下記のとおり指定を受けたく申請します。

記

ふりがな		年齢	歳
医師名			
担当科名			
医療機関名称			
医療機関所在地	〒 倉敷市 TEL — —		

※診断しようとする医療の種類について、該当するものに○印をつけてください。
種類等によっては別途必要な書類があります。裏面をご参照ください。

視覚		肢体不自由		ぼうこう・直腸	
聴覚・平衡		心臓		小腸	
音声・言語		じん臓		免疫	
そしゃく		呼吸器		肝臓	

倉敷市長 宛て

令和 年 月 日

申請医師氏名 _____

上記について、身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師として指定されることに同意します。

医療機関代表者氏名 _____

添付書類 ●医師免許証（写）
●医師の経歴書（経歴欄に研究室及び勤務した病院で専門とした診療科目を明記すること）
●裏面に該当する場合は、別途必要書類

【条件により必要な書類】

下記に該当する場合は、必要書類をご提出ください。

診断しようとする医療の種類	必要書類																																
聴覚	原則として、耳鼻咽喉科学会認定の耳鼻咽喉科専門医(以下「専門医」)について指定しますので、証明書を添付してください。専門医でない場合には、聴力測定技術等に関する講習会の受講の有無について、確認させていただきます。																																
音声・言語・そしゃく	診療科が耳鼻咽喉科・気管食道科以外の場合は、 ■日本リハビリテーション医学会専門医 ■日本神経学会専門医 ■日本脳神経外科専門医 のいずれかの証明書を添付してください。 ※中枢性神経障がい由来する機能障がいに限ります。																																
肢体不自由	診療科が整形外科・リハビリテーション科・神経内科・脳神経外科・リウマチ科以外であり、肢体不自由障がいに関する学会等※に加入されていない場合は、 ■「肢体不自由の治療・診断の経験」(様式は任意) について、添付してください。 ※肢体不自由障がいに関する学会等(例) <table border="1" data-bbox="568 1095 1366 1740"> <tbody> <tr> <td>日本リハビリテーション医学会</td> <td>日本神経科学学会</td> </tr> <tr> <td>日本整形外科学会</td> <td>日本末梢神経学会</td> </tr> <tr> <td>日本手外科学会</td> <td>日本関節病学会</td> </tr> <tr> <td>日本神経学会</td> <td>日本人工関節学会</td> </tr> <tr> <td>日本脳神経外科学会</td> <td>日本足の外科学会</td> </tr> <tr> <td>日本脳卒中学会</td> <td>日本脳性麻痺研究会</td> </tr> <tr> <td>日本リウマチ学会</td> <td>日本脳性麻痺の外科研究会</td> </tr> <tr> <td>日本温泉気候物理医学会</td> <td>日本運動器科学会</td> </tr> <tr> <td>日本体力医学会</td> <td>日本運動療法学会</td> </tr> <tr> <td>日本老年医学会</td> <td>日本スポーツ運動学会</td> </tr> <tr> <td>日本脊髄障害医学会</td> <td>日本認知運動療法学会</td> </tr> <tr> <td>日本脊髄外科学会</td> <td>日本リハビリテーション連携科学学会</td> </tr> <tr> <td>日本脊椎脊髄病学会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本高次脳機能障害学会</td> <td>日本義肢装具学会</td> </tr> <tr> <td>日本神経治療学会</td> <td>日本発達障害学会</td> </tr> <tr> <td>日本脳科学会</td> <td>日本重症心身障害学会</td> </tr> </tbody> </table>	日本リハビリテーション医学会	日本神経科学学会	日本整形外科学会	日本末梢神経学会	日本手外科学会	日本関節病学会	日本神経学会	日本人工関節学会	日本脳神経外科学会	日本足の外科学会	日本脳卒中学会	日本脳性麻痺研究会	日本リウマチ学会	日本脳性麻痺の外科研究会	日本温泉気候物理医学会	日本運動器科学会	日本体力医学会	日本運動療法学会	日本老年医学会	日本スポーツ運動学会	日本脊髄障害医学会	日本認知運動療法学会	日本脊髄外科学会	日本リハビリテーション連携科学学会	日本脊椎脊髄病学会		日本高次脳機能障害学会	日本義肢装具学会	日本神経治療学会	日本発達障害学会	日本脳科学会	日本重症心身障害学会
日本リハビリテーション医学会	日本神経科学学会																																
日本整形外科学会	日本末梢神経学会																																
日本手外科学会	日本関節病学会																																
日本神経学会	日本人工関節学会																																
日本脳神経外科学会	日本足の外科学会																																
日本脳卒中学会	日本脳性麻痺研究会																																
日本リウマチ学会	日本脳性麻痺の外科研究会																																
日本温泉気候物理医学会	日本運動器科学会																																
日本体力医学会	日本運動療法学会																																
日本老年医学会	日本スポーツ運動学会																																
日本脊髄障害医学会	日本認知運動療法学会																																
日本脊髄外科学会	日本リハビリテーション連携科学学会																																
日本脊椎脊髄病学会																																	
日本高次脳機能障害学会	日本義肢装具学会																																
日本神経治療学会	日本発達障害学会																																
日本脳科学会	日本重症心身障害学会																																

【身体障害者福祉法第15条指定医師について】

- ① 指定された医療の種類診断書のみ作成することができる。
- ② 診断しようとする身体障がいの医療に関係のある診療科について、5年以上の研究、診療従事年数があること。
- ③ 申請可能な医療の種類については、原則として、当該医師が専門とする(診療科と関係が大きい)医療の種類のみとする。(特に、同じ医療機関に既に指定医師がいる場合)
- ④ 常勤医師とする。